適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。大企業等と取引先中小事業者は共存共栄!



大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、
取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない
短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を
生じさせている場合があります。

このパンフレットには、他の事業主との取引において、
長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を
行わないように配慮する必要があること(労働時間等設定改善法)や、
受託中小企業振興法に基づく「振興基準」、中小受託取引適正化法等に
違反のおそれのある**不当な行為の事例集**
(いわゆる「べからず集」)等をまとめています.

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

中小企業庁

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

「しわ寄せ」防止総合対策についてはこちら
https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/

しわ寄せ防止特設サイト

しわ寄せ防止
特設サイト

長時間労働につながる
取引慣行を
見直しましょう!!



ダメ!
短納期発注!!



他の事業主との取引において、
長時間労働につながる短納期発注や
発注内容の頻繁な変更を行わない
よう配慮する必要があります。

事業主の皆様は、
他の事業主との取引を行うに当たって、
次ような取組が行われるよう企業内に周知しましょう。

❶週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
❷発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
❸発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

長時間労働につながる取引慣行の見直しについては、「労働時間等設定改善法」(※1)と「労働時間等見直しガイドライン(労働時間等設定改善指針)」(※2)に規定されています。



※1　「労働時間等設定改善法」とは、事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた自主的な努力を促進するための特別の措置を講ずることにより、労働者がその有する能力を有効に発揮できるようにする法律です。

労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)(抄)

(事業主等の責務)

第2条　1～3(略)

4　事業主は、他の事業主との取引を行う場合において、**著しく短かい期限の設定及び発注の内容の頻繁な変更を行わないこと、当該他の事業主の講ずる労働時間等の設定の改善に関する措置の円滑な実施を阻害することとなる取引条件を付けないこと等取引上の必要な配慮をするように努めなければならない。**

※2　「労働時間等見直しガイドライン(労働時間等設定改善指針)とは、事業主等が労働時間の設定の改善について適切に対処するために必要な事項を定めたものであって※1に基づく指針(告示)です。

労働時間等見直しガイドライン(労働時間等設定改善指針)(平成20年厚生労働省告示108号)(抄)

2　事業主等が講ずべき労働時間等の設定の改善のための措置

(1)～(3)(略)

(4)　事業主が他の事業主との取引上配慮すべき事項

個々の事業主が労働時間等の設定の改善に関する措置を講じても、親企業からの発注等取引上の都合により、その措置の円滑な実施が阻害されることになりかねない。特に中小企業等において時間外・休日労働の削減に等取り組むに当たっては、個々の事業主の努力でけでは限界があることから、長時間労働につながる取引慣行の見直しが必要である。このため、**事業主は、他の事業主との取引を行うに当たっては、**例えば、**次のような事項について配慮すること。**



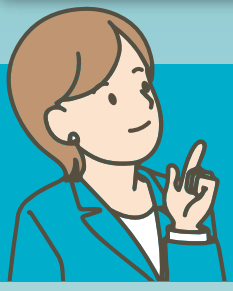
イ　週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を測ること。

ロ　発注内容の頻繁な変更を抑制すること。

ハ　発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

厚生労働省では、「しわ寄せ」に係る情報を把握した場合、地方経済産業局に情報提供するほか、事業場の労働基準関係法令違反の背景に、極端な短納期発注等に起因する中小受託取引適正化法(昭和31年法律第120号)等の違反が疑われる事案について、公正取引委員会や中小企業庁に通報する制度の強化を図っています。

労働時間等設定改善法については、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)まで



こんな悩みを抱えていたら

地方公共団体における官公需（契約・取引）に関する相談が

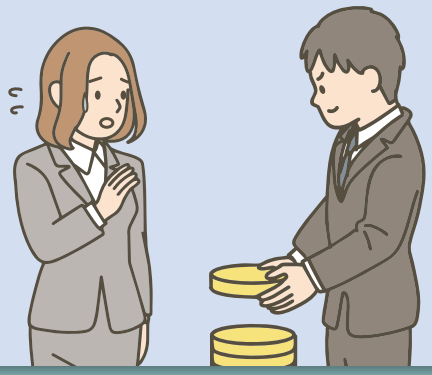
CASE 1 代金の未払い・支払遅延

- ●支払日を約定しているのに当日支払いがなかった。
- ●取引先の事務処理手続きが遅れたことを理由に支払日に支払われなかった。
- ●納品後の受入れ検査に時間がかかったため、締日に間に合わず、支払が翌月回しになった。
- ●取適法の対象取引において、支払い期日が60日以内にも関わらず、支払い期日が経過しており、資金繰りが厳しい。



CASE 2 買いたたき

- ●取引先の社内予算単価が低減されたことを理由に、発注単価を一方的に引き下げられた。
- ●発注単価がここ10年間、据え置かれている。
- ●取引先の社内コスト引下げへの協力のため、一律一定額の引下げを指示された。
- ●急ぎの品ということで、土日なく作業をして仕上げたが代金は通常のままだった。



CASE 5 不当なやり直し

- ●発注内容が途中で変更され、追加作業が発生したにも関わらず、受注代金は変更されなかった。
- ●納品後に仕様変更があり、追加的な作業を無償でさせられた。
- ●検査基準の明示がないまま不良品とされ、手直しをさせられた。



CASE 6 不当な受取拒否・返品

- ●在庫の余剰を理由に、受注部品を受領してくれなかった。
- ●発注者の取引先からの納品延期を理由に、受注部品を受領してくれなかった。
- ●不良品の基準を知らされていないため、なぜ不良返品となるのかわからない。
- ●発注品のブランド品をOEM製造しているが、市場で売れ残ったことを理由に引き取りを強要された。



CASE 3 代金の減額・値引き

●発注者が事業不振のため、「協力」を理由に代金額から一定額を差し引かれた。

●「出精値引き」と称して発注者が一方的に代金額を差し引いた。

●原材料価格が下落したために受注価格の値下げに応じたが、過去半年に遡って適用された。



CASE 4 価格交渉・一方的な代金決定

●人件費等の増加分を発注価格に盛り込みたいと発注者に求めたが、交渉に応じない。

●代金の引き上げについて協議を求めたが、回答を引き延ばされ、協議に応じない。

●相手方から代金の引き下げを要請され、引き下げの理由の説明を求めても、具体的な理由の説明や根拠資料の提供がなく、一方的に代金が引き下げられた。



、取引かけこみ寺へご相談を！

あった場合には、該当する地方公共団体の相談窓口を紹介いたします。

CASE 7 不当な経済上の利益提供

●量産終了から一定期間が過ぎた後に、長期間発注を行わないで、無料で金型、木型等の型・治具を保管させられた。

●貨物運輸を委託している相手に取引とは関係のない貨物の積み下ろし作業をさせられた。



CASE 8 知的財産権の侵害

●図面の開示を求められたので応じたところ、その図面を使って他会社に発注されてしまった。

●WEBデザインの制作を受注し、制作後確認依頼のため提出したが、当該制作物を発注者が無断で第三者に売り渡してしまった。

●試作品の製造を発注して作業したが、完成後に当社の独自ノウハウに関する部分も無償提供を要求された。



中小企業　小規模事業者　フリーランスの皆さん

取引上の悩み抱えていませんか？

代金の未払い
支払遅延

買いたたき

不当な
受取拒否

官公需

不当な経済上の
利益提供

価格交渉
一方的な代金決定

不当な
やり直し

不当な返品

代金の減額
値引き

知的財産権
の侵害



悩んだらここに相談を！

これまでの「下請かけこみ寺」は2026年1月1日より「取引かけこみ寺」に名称変更しました。

取引かけこみ寺

https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm

相談無料　全国48か所
秘密厳守　匿名相談可能

0120-418-618

【受付時間】平日 9：00~12：00 / 13：00~17：00（土日・祝日・年末年始を除く）携帯電話からもご利用になれます。お近くの「取引かけこみ寺」につながります。



「取引かけこみ寺」では、中小企業・小規模事業者・フリーランスの皆さんが抱える取引上の悩み相談をお受けします。問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。

中小企業庁委託事業　（公財）全国中小企業振興機関協会

無料相談

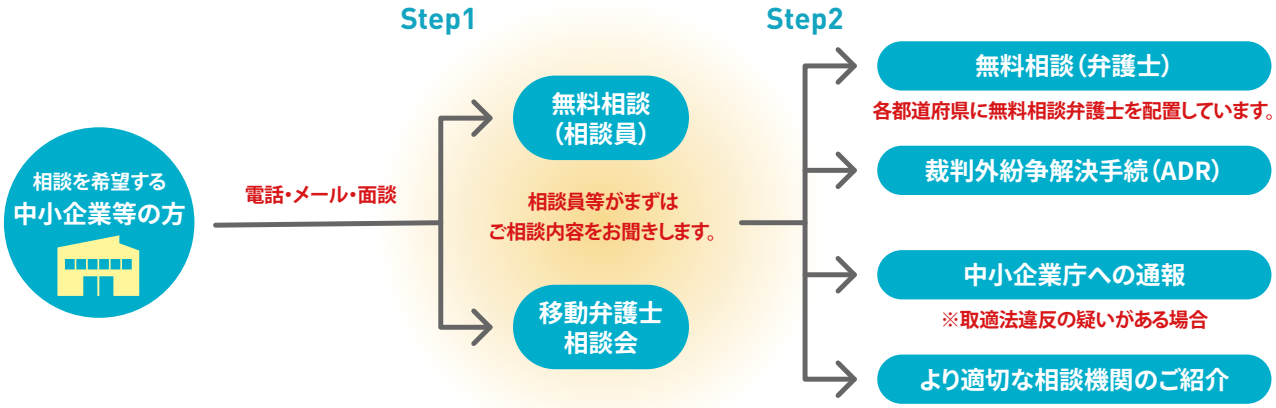
全国48か所に設置された「取引かけこみ寺」では、中小企業等の取引上の悩みの相談に企業間取引や取適法などに詳しい**相談員**や**弁護士**が**無料**で相談に応じています。
秘密は厳守します。
悩みが大きくなる前にお近くの「取引かけこみ寺」にまずはご相談ください。

- ●相談は、業種を問わず、中小企業等の皆さまからの「取引に関する相談」であれば、お話を伺います。
- ●相談内容はもちろんのこと、相談を受けたこと自体も秘密として取り扱いますので、安心してご相談ください。
  トラブルの相手先への連絡も当然いたしません。
- ●匿名でも相談を行うことができます（弁護士への相談を除く）。

※取引あっせん、経営、技術、金融、労働、交通事故等、一般の法律相談に関する相談は、お受けできません。
※悩みの相談に対して助言等を行いますが、相談者に代って手続、対応は行いません。



相談の流れ



取引かけこみ寺 一覧

相談無料/全国48か所/秘密厳守/匿名相談可能

フリーダイヤル **0120-418-618**

【受付時間】平日9:00~12:00 / 13:00~17:00（土日・祝日・年末年始を除く）お近くの「取引かけこみ寺」につながります。

本部：(公財)全国中小企業振興機関協会	03-5541-6655	(公財)ふくい産業支援センター	0776-67-7426
(公財)北海道中小企業総合支援センター	011-232-2408	(公財)滋賀県産業支援プラザ	077-511-1413
(公財)21あおもり産業総合支援センター	017-775-3234	(公財)京都産業21	075-315-8590
(公財)いわて産業振興センター	019-631-3822	(公財)大阪産業局	06-4256-3502
(公財)みやぎ産業振興機構	022-225-6637	(公財)ひょうご産業活性化センター	078-977-9109
(公財)あきた企業活性化センター	018-860-5622	(公財)奈良県地域産業振興センター	0742-36-8311
(公財)やまがた産業支援機構	023-647-0662	(公財)わかやま産業振興財団	073-432-3412
(公財)福島県産業振興センター	024-525-4077	(公財)鳥取県産業振興機構	0857-52-6703
(公財)いばらき中小企業グローバル推進機構	029-224-5318	(公財)しまね産業振興財団	0852-60-5114
(公財)栃木県産業振興センター	028-670-2603	(公財)岡山県産業振興財団	086-286-9670
(公財)群馬県産業支援機構	027-265-5027	(公財)ひろしま産業振興機構	082-240-7703
(公財)埼玉県産業振興公社	048-783-4440	(公財)やまぐち産業振興財団	083-902-3722
(公財)千葉県産業振興センター	043-299-2654	(公財)とくしま産業振興機構	088-654-0101
(公財)東京都中小企業振興公社	03-3251-9390	(公財)かがわ産業支援財団	087-868-9904
(公財)神奈川産業振興センター	045-633-5200	(公財)えひめ産業振興財団	089-960-1268
(公財)にいがた産業創造機構	025-384-0857	(公財)高知県産業振興センター	088-845-6600
(公財)長野県産業振興機構	026-227-5013	(公財)福岡県中小企業振興センター	092-260-6017
(公財)やまなし産業支援機構	055-243-8037	(公財)佐賀県産業振興機構	0952-34-4416
(公財)静岡県産業振興財団	054-273-4433	(公財)長崎県産業振興財団	095-820-8836
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3069	(公財)くまもと産業支援財団	096-289-0311
(公財)岐阜県産業経済振興センター	058-277-1082	(公財)大分県産業創造機構	097-534-5300
(公財)三重県産業支援センター	059-228-7283	(公財)宮崎県産業振興機構	0985-74-3850
(公財)富山県新世紀産業機構	076-444-5622	(公財)かごしま産業支援センター	099-219-1274
(公財)石川県産業創出支援機構	076-267-1219	(公財)沖縄県産業振興公社	098-859-6237

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission
中小企業庁

中小企業・小規模事業者の皆様へ

令和8年1月1日から、「 下請法 」が変わりました！

中小受託

下請法 → 取引適正化法 へ

手形払い	振込手数料の受注者負担	協議に応じない一方的な価格決定
禁止	禁止	禁止

- 電子記録債権（でんさい）等による支払も、納品日から60日以内に代金満額を受け取れない場合は違反です
- 運送事業者の方は、荷主と運送事業者の取引も保護対象になりました
- 従業員数が一定数を超える発注者との取引も保護対象となりました（例：発注者が300人超、受注者が300人以下）
- 公正取引委員会・中小企業庁だけでなく他の省庁も発注者に対し指導・助言ができるようになりました
- 「下請」という用語がなくなりました
  「親事業者」→「委託事業者」「下請事業者」→「中小受託事業者」

法改正の詳細は、公正取引委員会・中小企業庁ホームページを御確認ください。

公正取引委員会　中小企業庁

（R8.10）